

中堅・中小企業向け「ビジネスと人権」に関する伴走型ワークショップ

参加企業募集要領

2025 年 5 月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）は海外ビジネス強化促進事業として、人権方針の策定、人権デュー・ディリジェンス（人権 DD）の導入など人権尊重に係る取り組みを進めたい中堅・中小企業を以下の要領で募集します。応募に際しては、別紙 1、2 も併せてご確認ください。

1. 目的

「ビジネスと人権」分野における国際的な法規制の進展を受け、日本企業にもサプライチェーン全体での人権尊重の取り組み強化が求められています。日本では、経済産業省が 2022 年 9 月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しました。このガイドラインの内容などを、中堅・中小企業が自社の経営や事業運営に活用し、人権尊重に係る取り組みを実施する足掛かりとし、自律的に継続していただくことを目的に、専門家による伴走型のワークショップを行います。また、同ワークショップを通じた具体的な取り組みやその課題、また実施して行く上での企業としての考え方、対応の仕方などを取りまとめ、広く普及することで、多くの中堅・中小企業の参考としていただくことも目的とします。

2. 事業概要および実施期間

- (1) 内容：自社における人権方針の策定および、人権 DD の導入・実施（リスクの特定と評価、リスクの防止と軽減、取組みの評価、情報開示）、苦情処理制度の導入など。また、それらの取り組みを踏まえた今後 2～3 年の計画の作成。

※内容は、参加企業の取組み状況や体制、要望（緊急度や必要性等）により変更する場合があります。また、ワークショップ参加企業同士の情報交換の機会も設ける予定です。

- (2) 実施期間：事業実施決定日～2026 年 1 月 30 日。期間内にキックオフミーティング 1 回と、3 回程度の個社向けワークショップ（原則対面）を実施予定（1 回あたりのワークシ

ョップの時間は2～3時間程度を目安とし、必要に応じて相談しながら決定します)。時期は参加企業の要望等を踏まえて決定します。

3. 募集内容

本事業では、人権方針策定への取り組み意欲があり、以下の募集条件を満たす企業であれば応募可能です。本事業の取り組みは、他社の参考となるよう紹介する場合がありますので、予めご了承ください。

(1) 応募可能な企業：

- A) 中小企業：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号から第4号に規定する企業
- B) 中堅企業：産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条24項に規定する、常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社及び個人（中小企業者を除く。）

※ただし、常時使用する従業員の数が2,000人を超える法人に、直接又は間接に100%の株式を保有される企業に該当する場合は、参加対象外とする。

(2) 応募資格

- A) 日本に拠点を有していること。また、現時点で海外との取引があるか、その予定があること（海外との直接取引がない場合でも、サプライチェーンが海外とつながっていること）。
- B) 本事業に参加し、人権方針の策定、人権DD等に取り組む意欲および、組織または人員等を有していること。
- C) 本事業参加後、他社の参考となるよう、人権尊重に係る取り組み事例として紹介される場合があることを理解・了承していること（※社名の公表を伴う場合、内容は事前に確認します）。
- D) 経営者が本事業の趣旨を理解し、参加を承認し、協力が得られること。
- E) 国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと。
- F) 反社会勢力、またはこれに類似する企業・個人・団体でないこと。
- G) 会社更生法（平成11年法律第225号）に基づいた、再生手続きの申し立てがなされている者（手続き開始の決定後、再認定を受けたものを除く）でないこと。

(3) 募集予定件数：

5 社程度。応募多数の場合は、4 (3) の提出書類の内容（取り組み意欲や緊急度等）審査の上、参加企業を決定します。

4. 応募について

(1) 応募受付期間：2025 年 5 月 30 日（金）17 時締切

(2) 応募方法および宛先：6. に記載の連絡先にメールで申し込み。

(3) 応募書類：

A) 以下の書類を、4. (2) の通りメールで提出してください。押印および紙媒体の提出は不要です。

No.	提出書類	形式
1	申込書（別紙 1）	PDF 形式
2	現在の人権方針策定や、課題、人権 DD 取り組み状況および体制に関する資料（別紙 2）	PDF 形式（自社で作成済みの資料があれば、ウェブサイトの URL など、PDF 以外の形式のファイルも提出いただき問題ありません）

B) 応募書類は、採択・不採択にかかわらず返却されませんので予めご了承ください。

C) 応募書類に記載いただいた内容は、本事業の採択と、ワークショップの準備および実施以外の目的には使用せず、機密保持には十分配慮します。なお、ジェトロがワークショップの実施を一部外部専門家に委託する場合、準備・実施のために情報を共有することがある点、ご了承ください。また、「独立行政法人等の情報公開に関する法律」（平成 13 年 12 月 5 日法律第 140 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、原則として情報公開の対象となりますのでご了承ください。

D) 応募書類および応募にかかる経費等については、採択・不採択にかかわらず支給されません。

(4) 質問の受付

本事業に関する問い合わせについては、メールで受け付けます。6. に記載の問い合わせ先までご連絡ください。

(5) 問い合わせ・応募先

日本貿易振興機構（ジェトロ）企画部企画課

担当：河合、柏瀬、小島

メールアドレス：PLA@jetro.go.jp

※お問い合わせは電子メールでお願いいたします。

(6) その他

応募書類の受領後、必要に応じてジェトロから任意に追加の資料提供を依頼する場合があります。また、書類内容につき、確認事項がある場合は、採択・不採択の通知前に、ジェトロから連絡をする場合があります。

以上